

有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成15年4月1日
(第13期) 至 平成16年3月31日

沖縄セルラー電話株式会社

沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号

(681096)

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	2
3. 事業の内容	3
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 業績等の概要	9
2. 仕入及び営業の状況	17
3. 対処すべき課題	17
4. 事業等のリスク	18
5. 経営上の重要な契約等	19
6. 研究開発活動	19
7. 財政状態及び経営成績の分析	20
第3 設備の状況	23
1. 設備投資等の概要	23
2. 主要な設備の状況	23
3. 設備の新設、除却等の計画	24
第4 提出会社の状況	25
1. 株式等の状況	25
(1) 株式の総数等	25
(2) 新株予約権等の状況	25
(3) 発行済株式総数、資本金等の推移	25
(4) 所有者別状況	25
(5) 大株主の状況	26
(6) 議決権の状況	26
(7) ストックオプション制度の内容	27
2. 自己株式の取得等の状況	27
3. 配当政策	27
4. 株価の推移	28
5. 役員の状況	29
6. コーポレート・ガバナンスの状況	33
第5 経理の状況	34
財務諸表等	35
(1) 財務諸表	35
(2) 主な資産及び負債の内容	61
(3) その他	62
第6 提出会社の株式事務の概要	63
第7 提出会社の参考情報	64
第二部 提出会社の保証会社等の情報	65

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	平成16年6月23日
【事業年度】	第13期（自平成15年4月1日至平成16年3月31日）
【会社名】	沖縄セルラー電話株式会社
【英訳名】	OKINAWA CELLULAR TELEPHONE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 起橋 俊男
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
【電話番号】	098（869）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 仲宗根 朝整
【最寄りの連絡場所】	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
【電話番号】	098（869）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 仲宗根 朝整
【縦覧に供する場所】	日本証券業協会 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月
営業収益（千円）	31,350,929	35,123,528	37,146,831	39,980,846	42,815,349
経常利益（千円）	217,630	2,550,811	2,049,006	2,704,527	6,539,252
当期純利益（千円）	126,819	1,468,156	1,188,679	1,773,929	4,214,936
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581
発行済株式総数（株）	68,355	68,355	68,355	68,355	68,355
純資産額（千円）	5,489,384	6,845,939	7,902,768	9,540,835	13,606,454
総資産額（千円）	23,667,609	26,678,746	24,772,825	22,411,296	22,953,895
1株当たり純資産額（円）	80,307.00	100,152.72	115,613.61	139,452.50	198,918.21
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	1,500.00 (750.00)	1,750.00 (750.00)	1,750.00 (750.00)	2,000.00 (875.00)	3,000.00 (1,000.00)
1株当たり当期純利益（円）	1,855.30	21,478.41	17,389.79	25,826.49	61,524.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	23.2	25.7	31.9	42.6	59.3
自己資本利益率（％）	2.3	23.8	16.1	20.3	36.4
株価収益率（倍）	430.12	10.62	5.92	3.23	12.53
配当性向（％）	80.8	8.1	10.1	7.7	4.9
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	6,151,421	4,526,845	6,351,762	4,405,114	8,034,858
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△5,926,929	△5,410,194	△3,467,684	△2,752,695	△2,246,550
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△100,425	1,024,344	△3,013,745	△1,738,730	△4,486,079
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	571,752	712,748	583,080	496,768	1,798,996
従業員数（人）	74	78	78	82	86

（注）1. 上記の数値には、消費税及び地方消費税（以下消費税等）は含まれておりません。

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので「最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【沿革】

平成2年10月に本土と沖縄の経済人が沖縄振興のために協力していくことを目的とした「沖縄懇話会」が発足し、その中で、携帯電話会社を設立する方針が明らかにされました。

このような背景のもとで、当社は沖縄地域において携帯・自動車電話サービスを行う会社として、KDDI株式会社（旧第二電電株式会社）をはじめ有力企業の出資により、平成3年6月1日に設立されました。

その後の経緯は以下の通りであります。

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 平成4年3月 | 第一種電気通信事業許可を郵政省から受ける。 |
| 平成4年4月 | 本店所在地を移転（那覇市久茂地）。 |
| 平成4年7月 | セルラー電話サービス契約約款の認可を郵政省から受ける。 |
| 平成4年10月 | 携帯・自動車電話サービス開始。 |
| 平成6年4月 | 移動機売切り制の実施。 |
| 平成7年7月 | 本店所在地を移転（那覇市久茂地）。 |
| 平成8年11月 | デジタル（PDC）方式のサービスを開始。 |
| 平成9年4月 | 日本証券業協会に株式を店頭登録。 |
| 平成10年7月 | デジタル（CDMA）方式のサービスを開始。 |
| 平成11年5月 | E Z w e b（イージーウェブ）サービスの開始。 |
| 平成11年11月 | プリペイド式携帯電話サービスの開始。 |
| 平成12年1月 | パケット通信サービスの開始。 |
| 平成12年4月 | 国際ローミングサービス（GLOBAL PASSPORT）の開始。 |
| 平成12年6月 | 第3世代携帯電話システム（IMT-2000）の認可を郵政省から受ける。 |
| 平成12年7月 | 携帯電話サービスのブランド a u（エーユー）の開始。 |
| 平成12年9月 | アナログ（TACS）方式のサービスを終了。 |
| 平成14年4月 | 第3世代携帯電話システム「CDMA 1X」サービス開始。 |
| 平成14年11月 | 本店所在地を現在地に移転（那覇市久茂地）。 |
| 平成15年3月 | デジタル（PDC）方式のサービスを終了。 |
| 平成15年11月 | ブロードバンドケータイ「CDMA 1X WIN」サービス開始。 |

3【事業の内容】

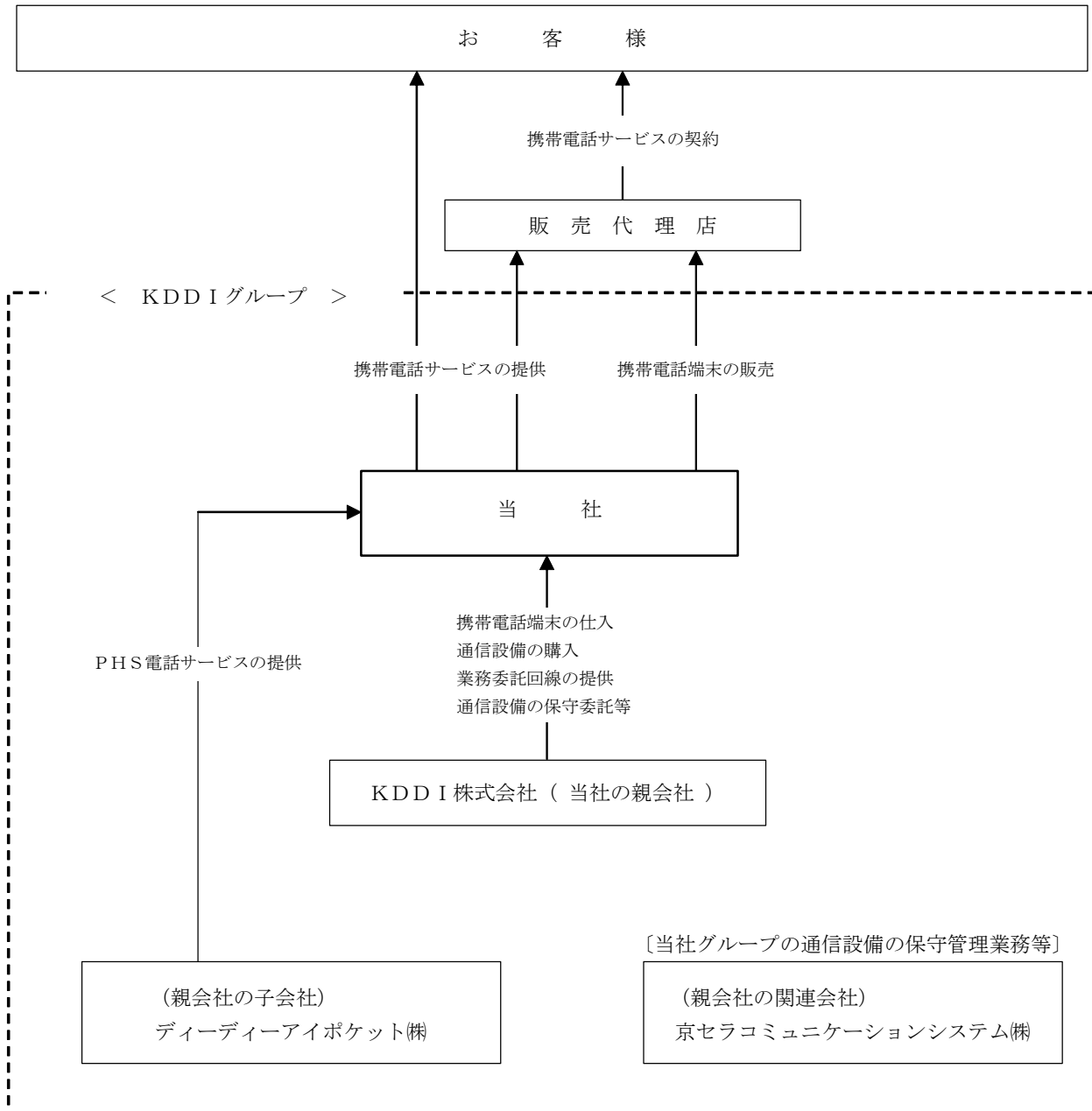
(1) 事業の内容

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び当社の親会社であるKDD I 株式会社により構成されており、携帯電話サービスの提供を主たる業務としております。

当社は当社の親会社であるKDD I 株式会社から、通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入を行っているほか業務委託回線の提供を受けており、当社のお客様であります携帯電話契約者に対しては、携帯電話サービスの提供を行っております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(2) その他

当社は自ら電気通信設備を設置して電気通信事業を行う第一種電気通信事業者であり、電気通信事業を行うにあたり電気通信事業法に基づく許可・認可等を受ける必要があります。また無線基地局、無線システムを用いた中継伝送路などの電気通信設備の設置にあたっては、電波法による無線局の免許等を受ける必要があります。その概要は以下のとおりです。

① 電気通信事業法

a. 第一種電気通信事業の許可（第9条）

第一種電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

b. 許可の欠格事由（第11条）

総務大臣は、前条（許可の基準）の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、第9条（第一種電気通信事業の許可）第1項の許可をしてはならない。

イ. この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ. 第19条（事業の許可の取消し）第1項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

ハ. 法人又は団体であって、その役員のうち前2号の一に該当する者があるもの

c. 電気通信役務の種類等の変更（第14条）

第一種電気通信事業者は、電気通信役務の種類及びその態様、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

d. 業務の委託（第15条）

第一種電気通信事業者は、電気通信業務の一部の委託（当該委託を受けた者が自己又は第三者の設置する電気通信回線設備を用いてその委託された業務を行うものに限る。）をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

e. 事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割（第16条）

第一種電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第一種電気通信事業者たる法人の合併及び分割（第一種電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）

は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

f. 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）

第一種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

g. 事業の許可の取消し（第19条）

総務大臣は、第一種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第9条（第一種電気通信事業の許可）第1項の許可を取り消すことができる。

イ. 第12条（事業の開始の義務）第1項の規定により指定した期間（同条第3項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に事業を開始しないとき。

ロ. 前号に規定する場合のほか、第一種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

ハ. 第11条（許可の欠格事由）第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

h. 第一種電気通信事業者の料金（第31条）

第一種電気通信事業者は、電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金を定め、その実施の日の7日前（特定電気通信役務に関する料金の設定又は変更の場合を除く。）までに総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

i. 契約約款の届出等（第31条の4）

第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件について契約約款を定め、その実施の日の7日前までに総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

j. 禁止行為等（第37条の2）

総務大臣は、第38条の3（第二種指定電気通信設備との接続）第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が四分の一を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者を指定することができる。

k. 第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続（第38条）

第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

イ. 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

ロ. 当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。

ハ. 前2号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

l. 第二種指定電気通信設備との接続（第38条の3）

総務大臣は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の第一種電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が四分の一（前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算。）を超えるもの及び当該第一種電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種電気通信事業者が取得すべき金額及び接続の条件について接続約款を定め、実施の日の7日前までに、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、届出接続約款により他の電気通信事業者との間に第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

m. 電気通信設備の接続に関する協定（第38条の4）

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備（第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。）の接続に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、次項の規定により届け出た接続約款により当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、この限りでない。

第一種電気通信事業者は、当該第一種電気通信事業者の電気通信設備（第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。）と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する当該第一種電気通信事業者が取得すべき金額及び接続の条件について接続約款を定め、又は変更しようとするときは、実施の日の7日前までに、総務大臣に届け出なければならない。

第一種電気通信事業者は、第二項の規定により届け出た接続約款により他の電気通信事業者と電気通信設備の接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

n. 電気通信設備の共用に関する協定（第39条の3）

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者と第一種指定電気通信設備の共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備（第一種指定電気通信設備を除く。）の共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。

② 電波法

a. 無線局の開設（第4条）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

b. 欠格事由（第5条第3項）

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

イ. この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

ロ. 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。

ハ. 電波法第27条の15第1項（第3号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。

c. 変更等の許可（第17条）

免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

d. 無線局の廃止（第22条）

免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

e. 無線局の免許の取消等（第76条）

(a) 総務大臣は、免許人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

(b) 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

イ. 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。

ロ. 不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。

ハ. 前項の規定による命令又は制限に従わないとき。

ニ. 免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。

(c) 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。

イ. 第27条の5第1項第4号の期限（第27条の6第1項の規定による期限の延長があったときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。

ロ. 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。

ハ. 不正な手段により包括免許若しくは第27条の8の許可を受け、又は第27条の9の規定による指定の変更を行わせたとき。

ニ. 第1項の規定による命令又は制限に従わないとき。

ホ. 包括免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。

(d) 総務大臣は、第2項（第4号を除く。）及び前項（第5号を除く。）の規定により免許の取消しをしたときは、当該免許人であった者が受けている他の無線局の免許又は第27条の13第1項の開設計画の認定を取り消すことができる。

③ 非対称規制の整備

平成13年6月22日に公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」では、電気通信事業者の市場支配力に着目し、市場支配力の有無で個々の電気通信事業者への規制内容が決まる非対称規制を導入する措置が講じられました。

市場支配力を有する電気通信事業者には、反競争的行為を防止、除去するための規制が導入される一方で、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定の認可制等が一定の条件のもとで届出制に緩和される措置が講じられました。

また、これにともない、平成13年11月30日には、市場支配的な電気通信事業者の禁止される具体的な行為等を明確化した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が、総務省と公正取引委員会の共同で策定されました。

なお、今回、こうした非対称規制は移動体通信事業分野にも導入され、当社の設備が第二種指定電気通信設備として指定を受け、接続約款の届出が義務づけられました。

④ 電気通信事業法の改正

平成14年8月7日、情報通信審議会より「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の最終答申がなされ、この内容を踏まえて総務省では電気通信事業法の改正に向けて作業が進められ、平成15年7月17日に改正法が成立し、平成16年4月1日より施行されています。

改正の主な内容は a. 事業区分（第一種／第二種電気通信事業）の廃止、 b. 参入／退出規制の緩和、 c. 料金・約款規制の緩和（利用者保護ルールの整備）、 d. 公益事業特権の認定制度導入等となっています。

a. 事業区分の廃止

電気通信設備設置の有無に着目した第一種／第二種電気通信事業の区分が廃止されました。

b. 参入／退出規制の緩和（登録・届出制への移行）

改正前は許可制でしたが、省令で定められた基準を超える大規模な回線設備を設置する事業者が電気通信事業に参入する際は、法令違反者の排除・公正競争等のチェックを主な審査内容とした登録の手続きが課され、またその他の事業者については審査なしの届出をすることで参入が可能となりました。また、事業の休廃止にかかる手続きが、利用者への事前周知をすることを条件に許可から届出へと緩和されました。

c. 料金・約款規制の緩和

ユニバーサルサービス（基本料、市内電話、110番等）以外のサービスについては約款の届出制が廃止され、相対での契約が解禁されました。他方で利用者への重要事項説明義務、苦情等の迅速処理義務等が確保されており、利用者保護が担保されています。

d. 公益事業特権の認定制度

第一種電気通信事業者として受けていた公益事業特権を引き続き必要とする事業者は、事業の認定の手続きをすることで公益特権を受けることができます。

4【関係会社の状況】

親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
KDD I 株式会社	東京都新宿区	141,851	BBC&ソリューション事業(国内、国際通信サービス、インターネットサービス)携帯電話事業(携帯電話サービス、携帯電話端末販売等)	51.51	通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入。 通信設備の保守等。 業務委託回線の提供。 役員の兼任あり。

(注) KDD I 株式会社は、有価証券報告書の提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成16年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
86	38.1	7.2	6,652,833

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、社外から当社への出向者を含み、役員及び兼務役員の15名を除いております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は円満で、特記する事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢は依然として厳しいものの、企業収益の改善や設備投資の拡大、さらに株価の上昇など、景気回復の兆しが見られました。

また、当社事業基盤の沖縄県の経済は、観光が好調に推移し、個人消費も底堅く、全体として緩やかではあるものの回復基調で推移いたしました。

この間国内携帯電話業界（PHSを除く）につきましては、全国の当事業年度末のご契約数は81,519千契約（前期末比5,863千契約増）、沖縄県では759千契約（前期末比55千契約増）となり、携帯電話市場の成熟化が進展する中、デジタルカメラ付きなど付加価値の高い携帯電話端末の投入や多様なサービスの提供並びに第3世代携帯電話の加入促進を競うなど、事業者間の競争激化により経営環境は一層厳しさを増してまいりました。

このような情勢のもと、当社では料金面において、NTT一般加入電話からau携帯電話へ発信した場合の通話料を最大25%値下げしたのをはじめ、海外でも利用できる国際ローミングサービス「GLOBALPASSPORT（グローバルパスポート）」の通話料を最大約53%値下げいたしました。また、障害者の方々のコミュニケーション手段として携帯電話の利用ニーズが増加していることを受け、au携帯電話の基本使用料と通話料金が最大50%割引となる「スマイルハート割引」を導入いたしました。

その他サービス面では、携帯電話がカーナビのように目的地まで道案内を行う歩行者向けナビゲーションサービス「EZナビウォーク」や、従来の第3世代携帯電話をさらに進化させ、最大2.4Mbpsの高速データ通信が可能となるブロードバンドケータイ「CDMA 1X WIN（ウィン）」のサービスを開始いたしました。これにより、お客様からご好評いただいているアーティストの歌声をそのまま着信音に出来るEZ「着うた®」やハイクオリティな動画コンテンツが楽しめる「EZムービー」などがよりスピーディで快適にご利用いただけるようになりました。また、さまざまなジャンルの番組を定期的に自動配信する新サービス「EZチャンネル」、見たい映像をリアルタイムで配信する「ライブカメラ」など、リッチで楽しい専用コンテンツを充実させるとともに、高速データ通信の実現に伴い大容量化するコンテンツをお客様に安心してご利用いただくため、携帯電話で初めてEメールでお知らせする「一定額到達案内サービス」を開始するなど、お客様の利便性向上を目的とした各種サービスの拡充を行いました。

また、地元向けコンテンツとして琉球三線の楽譜と演奏を載せたムービーダウンロードサービス「まーやが夢サイト」や、沖縄で戦後初の軌道交通であるモノレールの開通に合わせて「ゆいレール時刻表・運賃表」サイトの提供、並びに地元開催のプロゴルフトーナメントや那覇マラソン等を「ライブカメラ」にて配信するなどモバイル・コミュニケーションを積極的に展開いたしました。

携帯電話端末の新ラインナップとしては、業界初となるFMラジオチューナーや業界トップクラスの200万画素CCDカメラ、録画したTV番組を再生できる機能などを搭載した携帯電話端末に加え、デザインと使いやすさを追求した携帯電話「INFOBAR（インフォバー）」を発売いたしました。

このように第3世代携帯電話で他社に先駆けた先進的サービスと魅力ある高機能携帯電話端末を発売した結果、当期末での「CDMA 2000 1x」のご契約数は300千契約を突破いたしました。

一方、携帯電話の普及に努める通信事業者の責務において、教育関係者の監修のもと、携帯電話の正しい使い方や迷惑メールなどの危険性や防除方法などを啓蒙するビデオ「ヴァーチャルK」を制作し、沖縄県教育委員会へ寄贈いたしました。また、安心してモバイルインターネットサービスをご利用いただけるよう、インターネット接続サービスEZweb内の限定したサイトのみにアクセスを制限する「EZweb利用制限」機能の提供や、社会問題化した携帯電話の迷惑メール防止対策として、未承諾広告メールの拒否機能など「メールフィルター」の機能強化を図りました。そのほか、環境保護推進の一環として、不要になった携帯電話及び付属品の回収を行い、資源として100%リサイクルを目指す「auリサイクルキャンペーン」を実施し、環境に配慮した積極的な取組みを続けております。

これらの様々な施策を実施した結果、当事業年度末のご契約数は376千契約（前期末比36千契約増）、県内における当社のご契約累計シェアは49.5%となりました。

以上の結果、当事業年度の損益状況は、営業収益は電気通信事業営業収益で33,179,514千円（対前期比10.6%増）、附帯事業営業収益で9,635,835千円（対前期比3.6%減）、営業収益合計は42,815,349千円（対前期比7.1%増）となりました。経常利益につきましては6,539,252千円（対前期比141.8%増）、当期純利益は4,214,936千円（対前期比137.6%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純利益が増加したこと等の要因により、前事業年度末に比べ1,302,227千円増加し、当事業年度末には1,798,996千円となりました。

また当事業年度中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、ポイントサービス引当金や固定資産除却費等の計上による非資金費用が減少したもの、税引前当期純利益の増加や法人税等の支払額の減少等により、前事業年度と比較して3,629,744千円（前年同期比82.4%増）増加し8,034,858千円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、効率的な設備投資を実施したことにより有形固定資産の取得による支出等が減少したことや有形固定資産の売却による収入により、前事業年度と比較して506,144千円（前年同期比18.4%減）支出が減少して2,246,550千円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、創出されたキャッシュ・フローを有利子負債の削減に充当したこと、運転資金としての短期借入金1,400,000千円減少したこと等により、前事業年度と比較して2,747,349千円（前年同期比158.0%減）減少して4,486,079千円の支出となりました。

(3) 電気通信回線設備

当社の第12期及び第13期における携帯電話サービスの開通回線数の状況は次のとおりであります。

なお、当社はこれらの開通回線のすべてにサービス提供可能な電気通信回線設備を設置しております。

サービス種別	第12期 (平成15年3月31日現在)	第13期 (平成16年3月31日現在)
携帯電話サービス（回線）	339,944	376,425

(4) 役務別損益明細状況

当事業年度の役務別損益明細表及び音声伝送役務損益明細表は、次のとおりであります。

① 役務別損益明細表

役務の種類	営業収益（千円）	営業費用（千円）	営業利益（千円）
音声伝送	23,473,280	16,911,963	6,561,317
データ伝送	9,706,234	9,934,196	△227,962
計	33,179,514	26,846,160	6,333,354

② 音声伝送役務損益明細表

役務の細目	営業収益（千円）	営業費用（千円）	営業利益（千円）
携帯電話	23,473,280	16,911,963	6,561,317
計	23,473,280	16,911,963	6,561,317

（注）1. 役務別損益明細表及び音声伝送役務損益明細表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）第5条及び同附則第2項、第3項に基づき記載するものであります。

2. 音声伝送役務損益明細表は、役務別損益明細表のうち、音声伝送役務についての損益明細表であります。

③ 専用役務損益明細

該当事項はありません。

(5) 料金

① 料金の改定

a. 料金の届出

当社が提供する電気通信サービスに係る料金は、沖縄総合通信事務所を通じて総務大臣への事前届出が行われます。

b. 料金の変更を決定する場合の当社の方針

当社は、次の観点を重視して料金の変更を行っております。

- ・他事業者と競争可能な料金
- ・お客様への利益還元
- ・適正な利潤の確保（株主への還元及び自己資本の充実）

② 当社の主要な料金体系

以下では、例として、当社の料金を提示しております。料金に消費税等は含まれておりません。

（平成16年6月1日現在）

a. 契約時料金

契約事務手数料（円）
2,700

b. 基本使用料

(a) 「CDMA 1X」

料金プラン	月額基本使用料	月額無料通話分
標準プラン（円）	4,600	—
ちょっとコール（円）	3,500	—
デイトタイムプラン（円）	4,000	—
コミコミコールスーパー（円）	13,500	9,000
コミコミコールジャンボ（円）	8,800	4,000
コミコミコールL（円）	5,800	3,000
コミコミコールS（円）	3,900	1,400

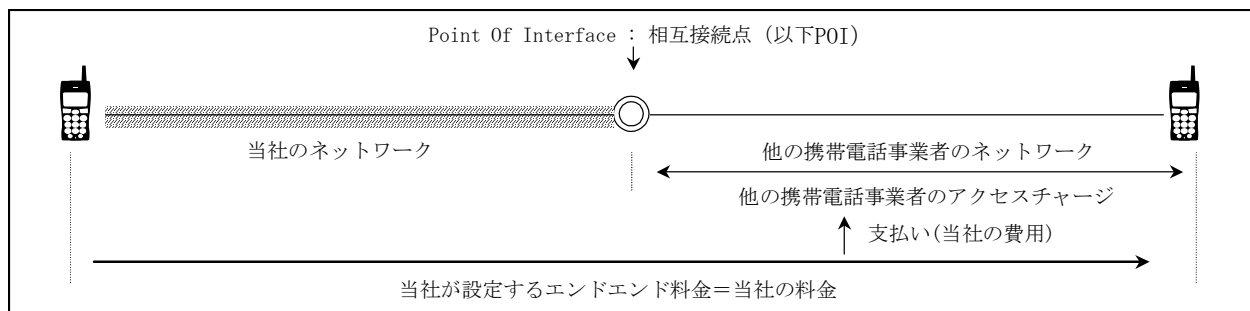
(b) 「CDMA 1X WIN」

料金プラン	月額基本使用料	月額無料通話分
プランL（円）	10,000	6,600
プランM（円）	6,900	4,200
プランS（円）	4,900	2,100
プランSS（円）	3,900	1,000

c. 通話料

(a) 携帯電話発信・携帯電話着信

当社の業務区域内の携帯電話から発信し、他の携帯電話事業者の業務区域内の携帯電話に着信した場合の通話料については、当社が設定したエンドエンド（発信地から着信地までをいう。以下同じ。）の通話料を当社の電話収入とし、当該他の携帯電話事業者に対してはネットワーク使用料として事業者間接続料金（以下、「アクセスチャージ」という。）を支払っております。



当社の営業区域内の携帯電話から発信し、他の携帯電話に着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

(標準プランのエンドエンドの通話料金)

区分		通話料金額 (次の秒数までごとに10円)				
		昼間	土・日・祝日	夜間	土・日・祝日	深夜・早朝
当社内への通話		18.5秒	32.5秒	29.0秒	32.5秒	45.0秒
a uグループへの通話	沖縄県内又は鹿児島県					
他社への通話		17.0秒	31.0秒	28.5秒	31.0秒	42.5秒

- (注) 1. 昼間：午前8時から午後7時までの間
 夜間：午後7時から午後11時までの間
 深夜・早朝：午後11時から午前8時までの間

2. 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。

(ちょっとコールのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、標準プランのエンドエンドの通話料金額を1.4倍した額。その他の時間帯については標準プランのエンドエンドの通話料と同額。

(デイトムプランのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、60秒までごとに20円。その他の時間帯については、60秒までごとに60円。

(コミコミコールスーパーのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに15円（ただし9,000円分の通話料は無料）。

(コミコミコールジャンボのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに20円（ただし4,000円分の通話料は無料）。

(コミコミコールLのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに30円（ただし3,000円分の通話料は無料）。

(コミコミコールSのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに40円（ただし1,400円分の通話料は無料）。

(プランLのエンドエンドの通話料金)

30秒までごとに12円（ただし6,600円分の通話料は無料）。

(プランMのエンドエンドの通話料金)

30秒までごとに14円（ただし4,200円分の通話料は無料）。

(プランSのエンドエンドの通話料金)

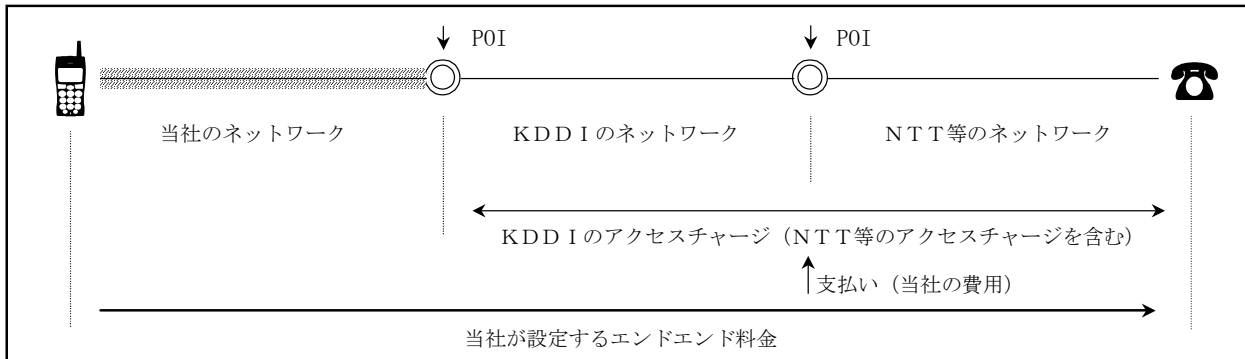
30秒までごとに16円（ただし2,100円分の通話料は無料）。

(プランSSのエンドエンドの通話料金)

30秒までごとに20円（ただし1,000円分の通話料は無料）。

(b) 携帯電話発信・東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社等（以下「NTT等」という。）加入電話着信

当社の業務区域内の携帯電話から発信し、NTT等加入電話に着信した場合の通話料については、当社が設定したエンドエンドの通話料を当社の電話収入とし、NTT等に対しては中継するKDDI分に含めてKDDIのネットワーク使用料としてアクセスチャージを支払っております。



当社の業務区域内の携帯電話から発信し、NTT等加入電話に着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

(標準プランのエンドエンドの通話料金)

区分	通話料金額 (次の秒数までごとに10円)				
	昼間	夜間		深夜・早朝	
		土・日・祝日	土・日・祝日		
沖縄県内又は鹿児島県	24.0秒	36.5秒	32.5秒	36.5秒	50.0秒
その他の地域	21.5秒	32.5秒	29.0秒	32.5秒	45.0秒

(ちょっとコールのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、標準プランのエンドエンドの通話料金額を1.4倍した額。その他の時間帯については標準プランのエンドエンドの通話料と同額。

(デイトムプランのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、60秒までごとに20円。その他の時間帯については、60秒までごとに60円。

(コミコミコールスーパーのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに15円 (ただし9,000円分の通話料は無料)。

(コミコミコールジャンボのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに20円 (ただし4,000円分の通話料は無料)。

(コミコミコールLのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに30円 (ただし3,000円分の通話料は無料)。

(コミコミコールSのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに40円 (ただし1,400円分の通話料は無料)。

(プランLのエンドエンドの通話料金)

30秒までごとに12円 (ただし6,600円分の通話料は無料)。

(プランMのエンドエンドの通話料金)

30秒までごとに14円 (ただし4,200円分の通話料は無料)。

(プランSのエンドエンドの通話料金)

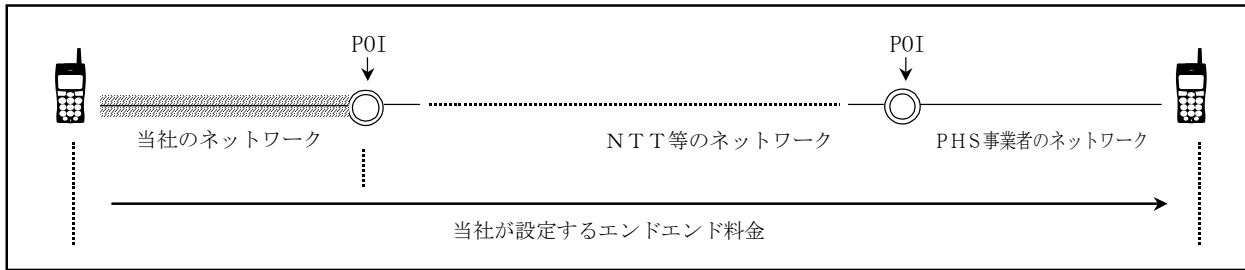
30秒までごとに16円 (ただし2,100円分の通話料は無料)。

(プランSSのエンドエンドの通話料金)

30秒までごとに20円 (ただし1,000円分の通話料は無料)。

(c) 携帯電話発信・PHS着信

当社の業務区域内の携帯電話から発信し、PHSに着信した場合の通話料については、当社が設定したエンドエンドの通話料を当社の電話収入とし、PHS事業者等に対しては費用としてアクセスチャージを支払っております。



当社の営業区域内の携帯電話から発信し、PHSに着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

(標準プランのエンドエンドの通話料金)

区分	通話料金額 (次の秒数までごとに10円)		
	昼間	土・日・祝日	夜間・深夜・早朝
全国一律	13.5秒	21.0秒	21.0秒

(ちょっとコールのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、標準プランのエンドエンドの通話料金額を1.4倍した額。その他の時間帯については標準プランのエンドエンドの通話料と同額。

(デイトタイムプランのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、60秒までごとに20円。その他の時間帯については、60秒までごとに60円。

(コミコミコールスーパーのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに15円 (ただし9,000円分の通話料は無料)。

(コミコミコールジャンボのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに20円 (ただし4,000円分の通話料は無料)。

(コミコミコールLのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに30円 (ただし3,000円分の通話料は無料)。

(コミコミコールSのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに40円 (ただし1,400円分の通話料は無料)。

(プランLのエンドエンドの通話料金)

30秒までごとに12円 (ただし6,600円分の通話料は無料)。

(プランMのエンドエンドの通話料金)

30秒までごとに14円 (ただし4,200円分の通話料は無料)。

(プランSのエンドエンドの通話料金)

30秒までごとに16円 (ただし2,100円分の通話料は無料)。

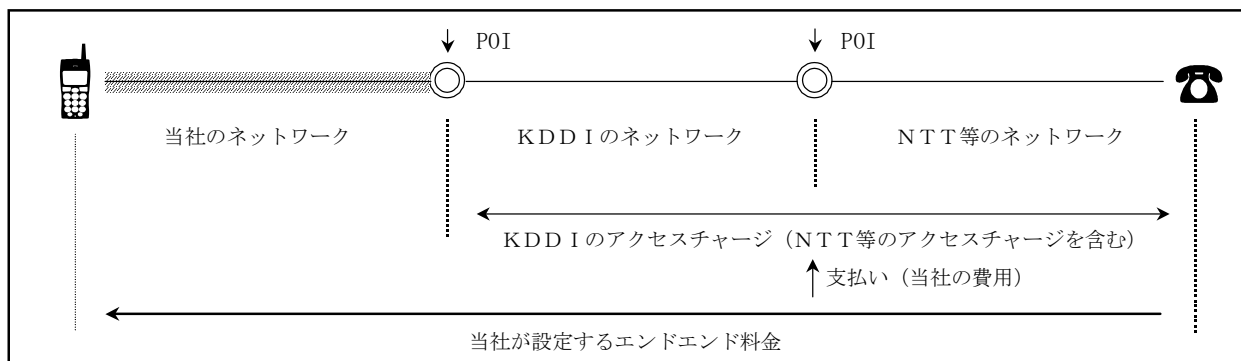
(プランSSのエンドエンドの通話料金)

30秒までごとに20円 (ただし1,000円分の通話料は無料)。

(d) NTT等加入電話発信・携帯電話着信

NTT等加入電話から発信し、当社の業務区域内の携帯電話に着信した場合の通話料については、エンドエンドの通話料を当社の電話収入とし、NTT等に対しては中継するKDDI分に含めてKDDIのネットワーク使用料としてアクセスチャージを支払っております。

なお、顧客からのエンドエンドの通話料の回収は発信側が行うため、この場合は、NTT等が料金の回収を行ない、事業者間の精算行為により当社は債権回収を行っております。



NTT等加入電話から発信し、当社の業務区域内の携帯電話に着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

(NTT等加入電話からのエンドエンドの通話料金)

区分	通話料金額 (次の秒数までごとに10円)			
	昼間	土・日・祝日	夜間	深夜・早朝
沖縄県内及び鹿児島県	20.0秒	20.0秒	20.0秒	30.0秒
その他の地域	15.0秒	20.0秒	20.0秒	30.0秒

総務省は、平成15年6月25日に「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」を公表し、固定電話発携帯電話着の通話のうち、中継接続（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の設置する電気通信設備から発信し、中継事業者の設置する電気通信設備を経由して、携帯電話事業者の設置する電気通信設備に着信することとなる通話。発側利用者は、事業者識別番号「00XY」により、中継事業者を選択することとなる。）及びIP電話（ネットワークの一部又は全部においてIPネットワーク技術を利用して提供される音声電話サービスであって、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第10条第2号又は同号ただし書きにより、「050-XXXX-XXXX」又は※0AB～J番号が割り当てられるもの。）発携帯電話着の通話に係る利用者料金の設定に関して、以下の方針を示しました。

今後本接続に関する裁定申請に対し、同方針に基づき裁定を行うこととなりました。

- ・発側利用者が、事業者識別番号「00XY」を現行のダイヤリングである「090-XXXX-XXXX」の前に呼ごとに付す（選択中継）ことにより、中継事業者を選択して通話した場合の呼については、中継事業者が利用者料金を設定する。
- ・発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合の呼については、携帯電話事業者が利用者料金を設定する。
- ・関係事業者においては、速やかに事業者間協議を行い、中継接続を開始できるようにする。
- ・ただし、平成16年度中に限り、経過措置として、例えば、携帯電話事業者が、自己の役務提供区間について、利用者料金を設定することを認める。その場合の携帯電話事業者の利用者料金は、当該経過措置期間終了後に接続料化されることを前提とした水準とする。
- ・現状においては、まず選択中継を導入することとし、優先接続までは導入しない。
- ・IP電話発携帯電話着（中継接続を含まない現状のIP電話を前提とする。）の通話については、IP電話事業者が利用者料金を設定する。

これを受け、各選択中継事業者及びIP電話事業者が料金設定権を認められることとなりました。

d. 「EZweb」に関する料金

「EZweb」ご利用にあたっては、お持ちの機種にあわせたサービスコースの契約が必要となります。

(a) EZwebサービス基本使用料 300円/月

(b) 通信料

イ. CDMA 1X (EZwebmultiコース、EZweb@mailコース)

パケット通信料 0.27円/パケット (=128バイト)

(注) CDMA方式の特定のプラン (EZwebmultiコース) において午前1時から午後5時までの間のインターネットの通信料は、100パケットまでの通信料は1パケットあたり0.2円、100パケットを超える分の通信料は1パケットあたり0.1円となります。ただし、BREWTM通信料及びGPSを利用した位置確認、SSL通信 (インターネットでの情報暗号化による通信) での通信料は時間帯に関わらず0.27円/パケットになります。

ロ. CDMA 1X WIN (EZ WINコース)

パケット通信料 0.2円/パケット (=128バイト)

(c) パケット通信料割引サービス

サービス名称	パケット通信料	月額基本使用料	月額無料通信分
CDMA 1X パケット割	0.1円/パケット	1,000	1,000
CDMA 1X WIN パケット割WIN	0.1円/パケット	1,200	1,200
CDMA 1X WIN EZフラット	定額料 (使い放題)	4,200	—

2【仕入及び営業の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績は、次のとおりであります。

品種別	第13期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	前年同期比 (%)
携帯電話端末機器及び付属品 (千円)	9,818,251	5.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 営業実績

当事業年度の営業実績は、次のとおりであります。

事業部門	第13期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	前年同期比 (%)
電気通信事業 (千円)		
音声伝送 (千円)	23,473,280	△2.3
データ伝送 (千円)	9,706,234	62.9
計 (千円)	33,179,514	10.6
附帯事業 (千円)	9,635,835	△3.6
合計 (千円)	42,815,349	7.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

わが国経済は、引き続き回復基調を維持していくものとみられますが、雇用、所得環境の大幅な改善は期待できず、依然として先行きの不透明感は払拭できない状況にあります。また、国内携帯電話業界におきましては、第3世代携帯電話サービスにおけるパケット通信料金の定額化が一層浸透していくなか、市場成熟化に伴う携帯電話の既存利用者を含めた事業者間の顧客獲得競争はますます熾烈なものになると予想されます。

このような情勢のもと、当社は引き続き「お客様重視」を起点とした地域密着型の営業活動を推進し、KDDIグループとの強力な連携のもと、商品力の強化並びにEZwebコンテンツの充実等、質の高いサービスの提供に努め、「CDMA 1X WIN」のエリア拡充に向け全力で取り組み、これまで以上に快適なモバイル環境の提供に努めてまいります。さらに、このように効率的な設備投資を行うことにより、財務体質を強化するとともに、経営全般にわたる経費の削減と更なる業務の合理化に努め、企業収益の確保と競争力のある経営体質を築き、電気通信事業を通して社会の発展に貢献すべく、全社を挙げて取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性もあると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断において重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。以下の記載は、当社の事業リスクを必ずしも全て網羅するものではないことをご留意ください。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 他の事業者や他の技術との競争、市場の急激な変化

当社は第3世代携帯電話として、2002年4月より「CDMA 1X」を、2003年11月より「CDMA 1X WIN」のサービスを開始しておりますが、他の移動体通信事業者（NTTドコモ、ボーダフォン等）や他の技術との競争、市場の急激な変化等により、以下の事項に不確実性が存在しており、これらの第3世代携帯電話サービスを期待通りに展開できない場合は、当社の財政状態及び業績、今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

- ① 当社の期待通りの需要が存在し、契約数を維持拡大できるかどうか
- ② 他の事業者との顧客獲得競争の激化に伴い、予定を上回るような料金値下げによるARPU（1契約あたりの平均月間収入）の低下、コミッションやお客様維持コストの増大
- ③ 契約者のサービス利用頻度が下がることによるARPUの低下
- ④ 想定外の事態が発生した場合であってもネットワークの品質、容量がお客様の満足度を維持できるかどうか
- ⑤ 他の事業者と比較して、常により魅力ある携帯電話端末や商品を提供できるかどうか
- ⑥ 携帯電話端末の高機能化等に伴う、価格の上昇、コミッションの増加
- ⑦ 迷惑メールによるお客様の満足度の低下や防止対応コストの増加
- ⑧ 2ギガヘルツ（GHz）帯（無線周波数帯）のネットワークコストの増加
- ⑨ 新たな高速データ無線技術による競争激化
- ⑩ 通信方式、携帯電話端末、ネットワーク、ソフトウェア等における特定技術への依存による影響

(2) 電気通信に関する法規制

当社は、自ら電気通信設備を設置して電気通信事業を行う基礎的電気通信事業者であり、携帯電話サービスを提供しております。

当社の行う電気通信事業については、電気通信事業法や電波法、その他下記の電気通信に関する法律、規制の適用を受けており、これらの法律、規制の改廃または政策決定等が、当社の財政状態及び業績、今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

- ① 利用者が契約する事業者を変更した場合に、同じ電話番号を引き続き利用できるサービス「番号ポータビリティ」の導入
- ② 相対契約化（サービス提供条件の原則自由化）
- ③ 迷惑メールに対する規制や制限措置
- ④ モバイルインターネットに対する規制
- ⑤ 固定発携帯着選択中継接続の料金設定権の導入
- ⑥ 事業者間接続料金の算定方法の変更
- ⑦ 電波利用料制度の見直し
- ⑧ 周波数割当の見直し
- ⑨ TD-CDMA方式、TD-SCDMA方式による新規事業者参入
- ⑩ 電波の健康への影響
- ⑪ 非対称規制（支配的事業者規制）の強化

(3) 人材確保及び育成

平成16年3月31日現在、当社は役員15名及び従業員86名の小規模な組織であり、内部管理体制もこのような組織の規模に応じたものとなっております。今後事業の拡大に伴う適切な人員の増強、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、急速な業容拡大に対して適切かつ十分な人材の確保及び育成または組織的な対応を迅速に行うことができない場合には、当社の業務に支障が生じる可能性があります。

(4) 顧客情報保護

当社は顧客情報保護に関して、情報管理システム利用監視の強化や、顧客情報管理者を各部に配置し、顧客情報が適切に保護されるよう管理に努めております。また、監督機関として顧客情報保護委員会を組織し、顧客情報の取り扱いの監督をするとともに、適切な顧客情報保護推進のために必要な施策を講じております。このように顧客情報については社内管理体制を整備し、社員の顧客情報に対する意識を高めるよう全社を挙げて取り組んでおりますが、不測の事態により顧客情報の漏洩が発生した場合、当社に対する信頼性の失墜や損害賠償請求により、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に顧客情報保護体制の整備のためのコストが増加する可能性があります。

(5) システム障害

当社は携帯電話サービスを提供するため、国内外の通信ネットワークに依存しており、これら通信システムにトラブル等が発生する可能性も否定できず、サービスの提供が一時的にできなくなる可能性があります。当社のシステムは以下の事由によりダウンする可能性があります、システムに障害が発生し修復に長時間を要した場合は、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ① コンピューターウィルス、サイバーアタック
- ② システムのハード、ソフトの不具合
- ③ 電力不足、停電
- ④ 地震、台風、洪水などの自然災害
- ⑤ 戦争、テロ、事故等

(6) KDDI株式会社との関係

当社の親会社であるKDDI株式会社（平成16年3月31日現在、当社の発行済株式総数の51.5%保有）は、多数株主として取締役の任免権など経営に影響を及ぼし得る立場にあります。

現在、当社は自ら経営責任を持ち独立して事業運営を行っておりますが、通信設備の開発やその他研究開発、取引の多くをKDDI株式会社へ高く依存しており、KDDI株式会社の財政状態及び業績が何らかの原因により著しく低下した場合、あるいはKDDI株式会社の方針の変更等により当社事業への協力体制が著しく変更された場合には、当社の財政状態及び業績、今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。また、当社がKDDI株式会社に吸収合併されたり、完全子会社化された場合には、当社株主は当該株主としての地位の変更を余儀なくされる可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表の作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

① 固定資産の減損

現時点では、当社に重要な含み損を抱える資産等はありませんが、当社が減損会計を適用した場合、保有する固定資産等の使用状況等によっては、損失が発生する可能性があります。

② 年金給付費用、債務

退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び長期収益率などが含まれます。割引率は日本の長期国債の市場利回りを基礎に算出しております。期待運用収益は、年金資産が投資されている資産ごとの長期期待収益率に基づいて計算されます。実際の結果が前提条件と異なる場合、または変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。

当事業年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、本稿に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

① 概観

携帯電話業界では、市場の成熟化が進展する中、事業者間においてデジタルカメラ付きなど付加価値の高い携帯電話端末の投入や、第3世代携帯電話の加入促進を競うなど、事業者間でお客様獲得に向けた激しい競争が繰り広げられ、経営環境は一層厳しいものとなりました。

② 営業収益

第3世代携帯電話「CDMA 1X」において、EZ「着うた®」、「EZナビウォーク」などの他社にない独自のサービスの投入、お客様のご満足度を追求した携帯電話端末デザインやカラーの採用、さらには他社に先駆けてパケット通信料定額サービス「EZフラット」の導入など、総合的な商品競争力の向上に努めました。

当事業年度の営業収益は42,815,349千円と対前期比2,834,503千円(7.1%)増となりました。この要因として以下のことが挙げられます。

- ・ 「CDMA 1X」の総合的な商品競争力向上により、沖縄県におけるご契約数の純増年間トップシェア(通期平均65.3%)を達成し、営業収益の大幅な増収要因となりました。

※純増数=新規契約数-解約数

- ・ 1契約当たりの月間平均収入(ARPU)の安定

当社は、音声通話とデータ通信のサービスをご提供しておりますが、当事業年度の総合ARPUは7,585円、対前期比42円の増加となりました。

この要因は、各種割引サービス(ガク割、年割、家族割、パケット割など)の浸透や2003年4月に実施した固定発信携帯着信の通話料金値下げがあり、音声通話のARPUは6,237円、対前期比245円(3.8%)減と若干減少いたしました。高額利用のご契約数増加に加え、EZ「着うた®」などのコンテンツが若者を中心に支持されたことにより、データ通信のARPUが1,348円、対前期比287円(27.0%)増と堅調に推移した結果によるものでございます。

※ARPU: Average Revenue Per Unit

- ・ お客様に魅力あるサービス・商品（端末、コンテンツ、アプリケーション、料金等）の提供
ブランド力の向上により、お客様の解約率は当事業年度1.26%と前事業年度の解約率1.31%から0.05ポイント改善いたしました。

③ 営業費用

当事業年度の営業費用は36,336,537千円、対前期比842,069千円減少しております。これは、営業収益が増収となる一方で、前事業年度までPDC方式とCDMA方式の2方式のサービスを提供していましたが、PDC方式のサービスを昨年3月末に終了したことにより、PDC方式のお客様を「CDMA 1X」に巻き取るための機種変更コスト、PDC方式の設備除却費用、通信基地局の通信回線等のランニングコストなど約1,450,000千円を計上していましたが、当事業年度はこれらのコストが一掃されたことにより大幅な費用減となりました。

④ 営業利益

当事業年度の営業利益は6,478,811千円と、対前期比3,676,572千円の大幅な増益となりました。

⑤ 営業外損益の純額

当事業年度の営業外損益の純額は60,440千円の利益で、対前期比158,152千円利益が増加しました。これは、当事業年度末における当社の有利子負債は4,364,882千円と、対前期比4,341,431千円減少しており、これに伴い当事業年度の支払利息および社債利息の合計額は93,020千円と、対前期比73,590千円減少したことが主な要因であります。

⑥ 経常利益

当事業年度の経常利益は6,539,252千円と、対前期比3,834,725千円の大幅な増益となりました。

⑦ 特別損益の純額

特別損益の純額は54,296千円の利益と、対前期比427,963千円利益が増加しました。この主な要因は、前事業年度において過年度ポイントサービス引当金繰入額373,667千円を計上したこと、また、当事業年度において厚生年金基金代行部分返上益54,296千円を計上したことによるものでございます。

⑧ 税引前当期純利益

税引前当期純利益は6,593,548千円と、対前期比4,262,688千円の大幅な増益となりました。

⑨ 法人税等

法人税等は税引前当期純利益の増加により1,918,002千円と、対前期比741,029千円の増加となりました。

⑩ 当期純利益

当期純利益は4,214,936千円と、対前期比2,441,007千円の増益となりました。また、1株当たり当期純利益は、前事業年度の25,826.49円に対し、当事業年度は61,524.93円となりました。

(3) 資本の源泉及び資金の流動性に係る情報

① キャッシュ・フロー

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度と比較し3,629,744千円増加し、8,034,858千円の収入となりました。この増加は主に、業績が好調に推移したことにより税引前当期純利益が対前期比4,262,688千円と大幅に増加したことによるものです。また、固定資産除却費は前事業年度より543,984千円減少の326,600千円、たな卸資産は適正在庫を確保したことで前事業年度より861,024千円増加し473,636千円の支出、法人税等の支払額は前事業年度末のPDCサービス終了に伴う除却費用などの税務否認額の認容等により、前事業年度より407,720千円減少の1,176,903千円となりました。

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度と比較して506,144千円減少の2,246,550千円の支出となりました。当社は、お客様にご満足いただけるサービスの提供と信頼性の向上を目的に、投資効率を勘案し設備投資を実施しております。設備投資の主な内容は、「CDMA 1X WIN」の開始に加え、「CDMA 1X」のサービスエリアの拡充、通話品質の向上のため無線基地局及び交換局等の新設・増設等の実施によるもので、有形固定資産の取得による支出は前事業年度より319,862千円減少し、2,458,802千円の支出となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、前事業年度と比較して4,135,888千円増加の5,788,307千円となりました。これを有利子負債の減少4,341,431千円等に充当いたしました。

以上の結果、財務活動によるキャッシュ・フローは4,486,079千円と、対前期比2,747,349千円増の支出となりました。

② 流動性

当事業年度末における当社の現金及び現金同等物の残高は1,798,996千円と、前事業年度末496,768千円と比較して1,302,227千円増加しました。これらのいわゆる手元流動性残高につきましては、当社の業況、資金需要及び金融環境に応じ変化しております

③ 資金需要

資金需要については、営業キャッシュ・フロー、銀行等からの借入および社債発行により賄っております。なお、当事業年度において調達した銀行借入、社債発行はありません。

④ 財政政策

当社は、資金調達に関し、低コストかつ安定的な資金の確保を基本に、財務状況や金融環境に応じ、最も有効と思われる調達構成を選択することを方針としております。当事業年度末において、有利子負債残高は4,364,882千円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当期はCDMA方式の加入者増に伴う無線装置の増設及び、ネットワークの品質を強化するための基地局の新設並びに、「CDMA 1X WIN」のサービス開始とエリア拡大を行いました。

なお、当期中に完成し、事業の用に供した電気通信設備等の投資額は2,217,399千円であります。

2【主要な設備の状況】

平成16年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額									従業員数 (人)	
		機械設備 (千円)	空中線設 備 (千円)	市外線路 設備 (千円)	土木設備 (千円)	建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)		合計 (千円)
本社 (沖縄県那覇市)	事務用機器等	11,036	—	—	—	68,714	243	—	48,775	—	128,769	78
交換局 (沖縄県那覇市)	電気通信設備	3,231,030	10,143	3,063	40,878	58,036	685	26	22,732	—	3,366,597	8
無線基地局 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備	5,031,586	2,997,234	1,109	394	1,519,149	317,858	19	2,127	391,768 (13,381㎡)	10,261,248	—
その他 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備 等	141,378	—	—	—	99,618	—	—	6,460	—	247,457	—

(注) 1. 帳簿価額の金額には、建設仮勘定は含んでおりません。

2. その他の主なものは、当社以外のKDDIグループに設置しております共用設備及び当社の販売代理店等に
係るものであります。

3. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
業務用パソコン・サーバー (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	2～5	13,590	30,094
顧客管理システム (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	4～5	12,472	6,581
FAX受付システム (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	4～5	6,974	5,132
CTIシステム (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	4～5	4,918	7,852

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資につきましては、今後の既存サービスエリアの需要予測、通話品質・サービスの信頼性の向上及び投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	完了予定年月
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		
基地局設備（沖縄県那覇市他）	CDMA 1X WIN エリア拡大及び需要増に伴う基地局設備の新増設等	3,100,000	75,998	自己資金及び借入金	平成16年度中
交換局設備（沖縄県那覇市）	CDMA 1X WIN エリア拡大及び需要増に伴う交換局設備の新増設等	600,000	224,317	自己資金及び借入金	平成16年度中
その他の電気通信設備（沖縄県那覇市他）	需要増に伴うその他の電気通信設備の増設等	300,000	—	自己資金及び借入金	平成16年度中

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	250,000
計	250,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （平成16年3月31日）	提出日現在発行数 （株） （平成16年6月23日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	68,355	同左	日本証券業協会	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	68,355	同左	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成11年7月31日 （注）	54,684	68,355	—	1,414,581	—	1,614,991

（注）平成11年7月31日付をもって、50,000円額面株式1株を10,000円額面株式5株に分割しております。

(4)【所有者別状況】

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法 人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	15	11	66	55	3	4,266	4,413	—
所有株式数 （株）	—	5,749	576	43,919	5,236	27	12,875	68,355	—
所有株式数の 割合（%）	—	8.41	0.84	64.25	7.66	0.04	18.84	100	—

（注）上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が7株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	35,215	51.51
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号	1,180	1.72
株式会社琉球銀行	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	1,180	1.72
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市城間1985番地1号	1,180	1.72
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	1,180	1.72
琉球放送株式会社	沖縄県那覇市久茂地2丁目3番1号	1,180	1.72
ザチェースマンハッタンバン クエヌエイロンドンエスエル オムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	ウールゲートハウス コールマン ストリ ート ロンドン EC2P 2HD、英国 (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,011	1.47
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	965	1.41
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号	585	0.85
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	543	0.79
計	—	44,219	64.69

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成16年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	68,355	68,355	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
端株	—	—	—
発行済株式総数	68,355	—	—
総株主の議決権	—	68,355	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が7株(議決権の数7個)含まれております。

②【自己株式等】

平成16年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

平成16年6月22日現在

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議	—	—	—

(注) 平成16年6月22日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し、「当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。」旨を定款に定めております。

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しており、今後の事業展開に備えるための内部留保や財務体質の強化を勘案しつつ、安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、電気通信事業の公共性に鑑み、ネットワークの安全性・信頼性向上のための設備投資や、競争力を強化するための新サービス・新技術の開発に活用し将来の業績の向上を通じ、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、当初、従来の配当金と同様に1株当たり1,000円の配当実施を予定しておりましたが、平成16年3月期の業績において、厳しい経営環境ではありましたが目標達成に向け全社を挙げて取り組んだ結果、売上・利益ともに過去最高となり目標を達成することができましたので、株主の皆様のご支援にお応えべく普通配当1株当たり2,000円の配当とし、すでに1株当たり1,000円の間配当を行っておりますので、年間配当金は1株当たり3,000円となりました。

(注) 当事業年度の間配当に関する取締役会決議日 平成15年11月5日

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月
最高(円)	3,570,000 □1,150,000	780,000	275,000	139,000	864,000
最低(円)	700,000 □385,000	199,000	78,600	80,300	81,500

- (注) 1. 最高・最低株価は日本証券業協会におけるものであります。
2. □印は株式分割(額面変更)後の株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成15年10月	11月	12月	平成16年1月	2月	3月
最高(円)	864,000	816,000	696,000	805,000	839,000	800,000
最低(円)	579,000	550,000	585,000	643,000	710,000	735,000

- (注) 最高・最低株価は日本証券業協会におけるものであります。

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役相談役	—	稲盛 和夫	昭和7年1月30日生	昭和34年4月 京都セラミック株式会社（現京セラ株式会社）設立、同社取締役 昭和41年5月 同社代表取締役社長 昭和59年6月 第二電電企画株式会社（現 KDDI 株式会社）設立、代表取締役会長 昭和60年6月 京セラ株式会社代表取締役会長兼社長 昭和61年10月 同社代表取締役会長 昭和62年12月 第二電電株式会社（現 KDDI 株式会社）代表取締役会長兼社長 平成元年6月 第二電電株式会社（現 KDDI 株式会社）代表取締役会長 平成3年6月 当社取締役相談役（現在に至る） 平成4年6月 京セラ株式会社取締役会長 平成9年6月 第二電電株式会社（現 KDDI 株式会社）取締役名誉会長 京セラ株式会社取締役名誉会長（現在に至る） 平成13年6月 KDDI 株式会社最高顧問（現在に至る）	—
取締役会長 (代表取締役)	—	親泊 一郎	昭和7年1月1日生	昭和30年4月 株式会社琉球新報社入社 昭和49年5月 同社取締役 昭和58年5月 同社常務取締役 昭和63年6月 同社代表取締役社長 平成8年6月 同社取締役会長 平成10年6月 当社代表取締役社長 平成15年4月 社団法人沖縄県経営者協会会長（現在に至る） 平成16年6月 当社代表取締役会長（現在に至る）	53
取締役社長 (代表取締役)	—	起橋 俊男	昭和17年5月30日生	昭和41年4月 日本開発銀行入行 平成4年4月 日本開発銀行審査部長 平成6年7月 日本移动通信株式会社（現 KDDI 株式会社）営業企画部長 平成7年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成12年6月 同社専務取締役 平成12年10月 株式会社ディーディーアイ（現 KDDI 株式会社）常務取締役 平成13年6月 当社取締役 KDDI 株式会社執行役員専務 平成16年6月 当社代表取締役社長（現在に至る）	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役	—	嵩元 盛兼	昭和30年4月25日生	昭和56年4月 琉球石油株式会社（現 株式会社りゅうせき）入社 平成3年6月 当社営業部長 平成6年6月 当社取締役営業部長 平成12年9月 当社取締役管理部長 平成14年6月 当社取締役法人営業部長 平成16年6月 当社取締役（現在に至る）	8
取締役	技術部長	西海 彰	昭和23年2月27日生	昭和41年4月 国際電信電話株式会社入社 平成8年1月 同社事業開発本部グループ事業部調査役 平成10年4月 日本移動通信株式会社技術部担当部長 平成11年6月 同社取締役 平成12年10月 株式会社ディーディーアイ（現 KDDI 株式会社）取締役 平成13年6月 KDDI 株式会社上席理事 平成14年9月 当社出向技術部長 平成16年6月 当社取締役（現在に至る）	—
取締役	—	崎間 晃	昭和7年10月13日生	昭和29年4月 株式会社琉球銀行入行 昭和56年6月 同行専務取締役 昭和58年6月 同行代表取締役専務 昭和60年6月 同行代表取締役頭取 平成3年6月 当社取締役（現在に至る） 平成5年6月 株式会社琉球銀行代表取締役会長 平成11年5月 同行取締役相談役 平成11年6月 同行相談役 平成13年12月 同行顧問（現在に至る）	—
取締役	—	小禄 邦男	昭和10年9月20日生	昭和35年3月 琉球放送株式会社入社 昭和50年5月 同社取締役 昭和53年10月 同社常務取締役 昭和57年2月 同社専務取締役 昭和57年5月 同社代表取締役社長 平成3年6月 当社取締役（現在に至る） 平成9年6月 琉球放送株式会社代表取締役会長（現在に至る）	—
取締役	—	知念 榮治	昭和14年5月10日生	昭和37年6月 琉球石油株式会社（現 株式会社りゅうせき）入社 昭和61年6月 同社常務取締役 昭和63年6月 同社専務取締役 平成4年6月 同社取締役副社長 平成5年6月 同社代表取締役社長 平成11年6月 当社取締役（現在に至る） 株式会社りゅうせき代表取締役会長（現在に至る）	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役	—	小野寺 正	昭和23年2月3日生	昭和45年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 昭和59年11月 第二電電株式会社（現 KDD I 株式会社）入社 平成元年6月 同社取締役 平成7年6月 当社取締役 第二電電株式会社（現 KDD I 株式会社）常務取締役 平成9年6月 第二電電株式会社（現 KDD I 株式会社）代表取締役副社長 平成13年6月 当社代表取締役会長 KDD I 株式会社代表取締役社長（現在に至る） 平成16年6月 当社取締役（現在に至る）	—
取締役	—	中野 伸彦	昭和20年10月12日生	昭和48年3月 京都セラミック株式会社（現 京セラ株式会社）入社 平成元年4月 第二電電株式会社（現 KDD I 株式会社）入社 平成7年6月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成13年6月 当社取締役（現在に至る） KDD I 株式会社執行役員常務 平成15年4月 KDD I 株式会社執行役員専務（現在に至る） 平成15年6月 KDD I 株式会社取締役（現在に至る）	—
取締役	—	川井 徹	昭和32年12月6日生	昭和61年5月 第二電電株式会社（現 KDD I 株式会社）入社 平成11年11月 同社移動体通信本部営業企画部長兼経営改善室長 平成12年10月 株式会社ディーディーアイ（現 KDD I 株式会社）理事 平成13年12月 KDD I 株式会社 au事業本部au営業本部au中部支社長 平成15年4月 同社執行役員（現在に至る） 平成16年4月 同社au事業本部au営業本部長（現在に至る） 平成16年6月 当社取締役（現在に至る）	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	古里 功一	昭和20年7月2日生	昭和45年3月 京都セラミック株式会社（現京セラ株式会社）入社 平成5年6月 同社国分工場経営管理2課責任者 平成9年5月 第二電電株式会社（現 KDDI 株式会社）移動体通信本部次長 平成9年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	19
監査役	—	仲井真 弘多	昭和14年8月19日生	昭和36年4月 通商産業省入省 昭和53年4月 工業技術院総務部機械規格課長 昭和55年7月 沖縄開発庁沖縄総合事務局通商産業部長 昭和57年11月 機械情報産業局通商課長 昭和61年6月 工業技術院総務部技術審議官 昭和62年10月 沖縄電力株式会社理事 昭和63年10月 同社取締役 平成元年6月 同社常務取締役 平成2年12月 沖縄県副知事 平成4年6月 沖縄電力株式会社取締役 平成5年6月 同社代表取締役副社長 平成7年6月 同社代表取締役社長 平成13年11月 那覇商工会議所会頭（現在に至る） 平成15年6月 当社監査役（現在に至る） 沖縄電力株式会社代表取締役会長（現在に至る）	—
監査役	—	安里 昌利	昭和23年3月16日生	昭和48年5月 株式会社沖縄銀行入行 平成4年7月 同行南風原支店長 平成6年7月 同行東京支店長兼東京事務所長 平成8年7月 同行審査第一部長 平成10年7月 同行取締役委嘱本店営業部長 平成12年6月 同行常務取締役 平成14年6月 同行代表取締役頭取（現在に至る） 平成15年6月 当社監査役（現在に至る）	—
計					80

(注) 常勤監査役古里功一、監査役仲井真弘多及び安里昌利は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を高めるためにコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として認識しており、透明性の高い健全な企業活動に努めております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社の取締役会は、社外取締役7名を含む12名で構成され（平成16年3月31日現在）、定期的かつ必要に応じて取締役会を開催、法令で定められた事項その他重要事項の決定および業務の執行状況を監督しております。さらに、取締役会に準ずる機関として、社内取締役および常勤監査役に幹部社員を加えた会議を月1回開催し、経営上の課題に対し迅速な意思決定ができる体制を整えております。また、監査役会は、社外監査役3名で構成され、取締役会をはじめ社内の主要な会議に出席し、取締役の職務執行状況や意思決定、業務の適正な運営について客観的な立場で監査し、経営監視機能の充実を図っております。

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、役員および社員がより高い倫理観に基づいて企業活動が行えるように、コンプライアンスの徹底やリスク管理の充実に向けて体制の整備を進めております。また、決算情報の開示に関して四半期毎の決算発表や決算発表時期の早期化に取り組むなど、株主や投資家の皆様に対して、経営の透明性を高めるよう努めてまいりました。

② 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社の社外取締役3名は、親会社であるKDDI株式会社の取締役または執行役員を兼務しており、KDDI株式会社とは、定常的な商取引を行っております。また、社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

③ 役員報酬及び監査報酬

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬、また、監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

役員報酬：		監査報酬：	
社内取締役を支払った報酬	68,594千円	監査証明に係る報酬	13,000千円
社外取締役を支払った報酬	2,700千円	上記以外の報酬	3,000千円
社外監査役を支払った報酬	13,700千円	計	16,000千円
計	84,994千円		

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）により作成しております。

第12期事業年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）は、改正前の「財務諸表等規則」に基づき、第13期事業年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）は、改正後の「財務諸表等規則」に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第12期事業年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）及び第13期事業年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成15年3月31日)		当事業年度 (平成16年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 固定資産						
A 電気通信事業固定資産						
(1) 有形固定資産						
1. 機械設備		20,950,221		20,724,130		
減価償却累計額		11,470,744	9,479,476	12,309,098	8,415,031	
2. 空中線設備		4,764,384		5,015,217		
減価償却累計額		1,772,005	2,992,379	2,007,840	3,007,377	
3. 市外線路設備		32,961		31,908		
減価償却累計額		27,387	5,574	27,735	4,173	
4. 土木設備		70,627		68,599		
減価償却累計額		26,193	44,434	27,326	41,273	
5. 建物		2,362,270		2,420,570		
減価償却累計額		582,295	1,779,975	675,052	1,745,518	
6. 構築物		618,842		638,288		
減価償却累計額		277,051	341,791	319,502	318,786	
7. 機械及び装置		811		811		
減価償却累計額		756	54	764	46	
8. 工具、器具及び備品		185,257		201,343		
減価償却累計額		106,411	78,845	121,383	79,960	
9. 土地			388,268		391,768	
10. 建設仮勘定			74,555		301,290	
有形固定資産合計			15,185,353	67.8	14,305,227	62.4
(2) 無形固定資産						
1. 施設利用権			150,630		138,186	
2. ソフトウェア			42,567		43,112	
3. 借地権			2,000		2,000	
4. 電話加入権			15,022		7,102	
無形固定資産合計			210,220	0.9	190,402	0.8
電気通信事業固定資産合計			15,395,574	68.7	14,495,630	63.2

区分	注記 番号	前事業年度 (平成15年3月31日)		当事業年度 (平成16年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
B 附帯事業固定資産					
(1) 有形固定資産		185		136	
(2) 無形固定資産		1,135		873	
附帯事業固定資産合計		1,320	0.0	1,009	0.0
C 投資その他の資産					
1. 投資有価証券		104,061		111,530	
2. 長期前払費用		156,503		80,994	
3. 繰延税金資産		940,600		419,630	
4. 敷金・保証金		151,762		132,872	
5. その他の投資及びそ の他の資産		58,995		62,772	
貸倒引当金		△60,522		△64,899	
投資その他の資産合計		1,351,400	6.0	742,901	3.2
固定資産合計		16,748,295	74.7	15,239,541	66.4
II 流動資産					
1. 現金及び預金		496,768		1,798,996	
2. 売掛金		3,595,049		4,010,350	
3. 未収入金		699,285		644,618	
4. 貯蔵品		676,028		1,149,664	
5. 前払費用		96,930		37,885	
6. 繰延税金資産		207,344		264,731	
7. その他の流動資産		690		328	
貸倒引当金		△109,096		△192,221	
流動資産合計		5,663,000	25.3	7,714,354	33.6
資産合計		22,411,296	100.0	22,953,895	100.0

		前事業年度 (平成15年3月31日)		当事業年度 (平成16年3月31日)			
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
I 固定負債							
1. 社債			1,125,000			750,000	
2. 長期借入金			3,239,882			1,450,298	
3. 退職給付引当金			134,564			92,422	
4. ポイントサービス引当金			556,762			688,201	
固定負債合計			5,056,208	22.5		2,980,921	13.0
II 流動負債							
1. 1年以内に期限到来の 固定負債			2,941,431			2,164,584	
2. 買掛金	※2		1,052,300			761,651	
3. 短期借入金			1,400,000			—	
4. 未払金	※2		1,611,707			1,886,933	
5. 未払費用			128,538			110,998	
6. 未払法人税等			582,200			1,323,298	
7. 前受金			19,230			43,001	
8. 預り金			10,844			4,652	
9. 賞与引当金			68,000			71,400	
流動負債合計			7,814,252	34.9		6,366,519	27.7
負債合計			12,870,460	57.4		9,347,440	40.7
(資本の部)							
I 資本金	※1		1,414,581	6.3		1,414,581	6.2
II 資本剰余金							
1. 資本準備金		1,614,991			1,614,991		
資本剰余金合計			1,614,991	7.2		1,614,991	7.0
III 利益剰余金							
1. 利益準備金		64,425			64,425		
2. 任意積立金 別途積立金		4,560,000			6,200,000		
3. 当期末処分利益		1,886,763			4,307,885		
利益剰余金合計			6,511,189	29.1		10,572,311	46.1
IV その他有価証券評価差額 金	※3		74	0.0		4,570	0.0
資本合計			9,540,835	42.6		13,606,454	59.3
負債・資本合計			22,411,296	100.0		22,953,895	100.0

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月 31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)	
経常損益の部 (営業損益の部)						
I 電気通信事業営業損益						
(1) 営業収益						
1. 音声伝送収入		24,033,193		23,473,280		
2. データ伝送収入		5,956,770	29,989,964	9,706,234	33,179,514	77.5
(2) 営業費用						
1. 営業費		14,896,689		15,238,914		
2. 施設保全費		2,208,711		2,101,641		
3. 管理費		997,313		803,327		
4. 減価償却費		2,998,999		2,923,939		
5. 固定資産除却費		960,093		351,766		
6. 通信設備使用料		4,994,163		5,101,547		
7. 租税公課		389,719	27,445,690	325,022	26,846,160	62.7
電気通信事業営業利益			2,544,273		6,333,354	14.8
II 附帯事業営業損益						
(1) 営業収益			9,990,882		9,635,835	22.5
(2) 営業費用	※1		9,732,916		9,490,377	22.2
附帯事業営業利益			257,965		145,457	0.3
営業利益			2,802,239		6,478,811	15.1
(営業外損益の部)						
III 営業外収益						
1. 受取利息		48		19		
2. 受取配当金		2,772		1,819		
3. 受取手数料		47,193		106,712		
4. 賃貸収入		28,263		29,734		
5. 雑収入		24,084	102,363	20,346	158,631	0.4
IV 営業外費用						
1. 支払利息		165,532		82,743		
2. 社債利息		1,078		10,277		
3. 社債発行費		22,650		—		
4. 雑支出		10,813	200,074	5,170	98,190	0.2
経常利益			2,704,527		6,539,252	15.3

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)		当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
特別損益の部					
I 特別利益					
厚生年金基金代行部分 返上益			—	54,296	0.1
II 特別損失					
過年度ポイントサービ ス引当金繰入額			373,667	—	—
税引前当期純利益			2,330,860	6,593,548	15.4
法人税等		1,176,973		1,918,002	
過年度法人税等戻入額		221,849		—	
法人税等調整額		△398,193	556,930	460,609	2,378,612
当期純利益			1,773,929		4,214,936
前期繰越利益			172,644		161,303
中間配当額			59,810		68,355
当期末処分利益			1,886,763		4,307,885

(注) 百分比は電気通信事業営業収益と附帯事業営業収益の合計を100%として算出しております。

電気通信事業営業費用明細表

科目	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)			当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)		
	事業費 (千円)	管理費 (千円)	計 (千円)	事業費 (千円)	管理費 (千円)	計 (千円)
人件費	568,871	178,698	747,570	586,171	184,811	770,983
経費	16,228,243	818,614	17,046,858	16,202,924	618,515	16,821,440
消耗品費	125,512	16,911	142,423	78,163	13,873	92,037
借料・損料	1,344,277	38,013	1,382,291	1,154,158	22,583	1,176,742
保険料	10,465	1,683	12,149	8,730	1,762	10,492
光熱水道料	472,090	1,106	473,196	359,063	1,093	360,157
修繕費	108,824	15,193	124,017	147,084	2,799	149,883
旅費交通費	41,085	15,448	56,533	32,809	17,980	50,789
通信運搬費	381,960	7,646	389,606	345,281	4,889	350,171
広告宣伝費	936,130	6,103	942,233	948,959	2,889	951,849
交際費	6,536	2,644	9,180	6,793	2,936	9,730
厚生費	6,643	2,305	8,949	3,734	1,990	5,724
作業委託費	1,807,910	50,465	1,858,375	1,817,498	55,390	1,872,888
雑費	10,986,806	661,092	11,647,899	11,300,646	490,325	11,790,972
業務委託費	192,489	—	192,489	319,389	0	319,389
貸倒損失	115,795	0	115,795	232,070	0	232,070
小計	17,105,400	997,313	18,102,714	17,340,556	803,327	18,143,883
減価償却費			2,998,999			2,923,939
固定資産除却費			960,093			351,766
通信設備使用料			4,994,163			5,101,547
租税公課			389,719			325,022
合計			27,445,690			26,846,160

(注) 1. 事業費には営業費、施設保全費が含まれております。

2. 人件費には、賞与引当金繰入額が前事業年度65,942千円、当事業年度69,920千円及び退職給付費用が前事業年度74,347千円、当事業年度61,707千円含まれております。

3. 貸倒損失には、貸倒引当金繰入額が前事業年度131,594千円、当事業年度257,120千円及び償却済債権回収額が前事業年度18,774千円、当事業年度19,057千円含まれております。

4. 作業委託費には、当社が行う業務を他の者に委託した対価のうち、業務委託費に含まれるものを除いて計上しております。

5. 雑費には、販売手数料が含まれております。また、ポイントサービス引当金繰入額が前事業年度183,095千円、当事業年度131,439千円含まれております。

6. 業務委託費には、電気通信役務提供に係わる業務を他の者に委託した対価を計上しており、通信設備の保守費等が含まれております。

③【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		2,330,860	6,593,548
減価償却費		2,999,207	2,924,250
貸倒引当金の増減額 (減少:△)		△9,524	87,501
退職給付引当金の増減額 (減少:△)		53,653	△42,142
ポイントサービス引当 金の増加額		556,762	131,439
賞与引当金の増加額		6,240	3,400
固定資産除却費		870,584	326,600
受取利息及び受取配当 金		△2,820	△1,839
支払利息		166,611	93,020
売上債権の増加額		△140,774	△415,301
たな卸資産の増減額 (増加:△)		387,388	△473,636
仕入債務の減少額		△215,135	△290,649
役員賞与の支払額		△10,270	△8,560
その他		△839,675	373,928
小計		6,153,105	9,301,560
利息及び配当金の受取 額		2,820	1,839
利息の支払額		△166,188	△91,637
法人税等の支払額		△1,584,624	△1,176,903
営業活動によるキャッ シュ・フロー		4,405,114	8,034,858

		前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー			
有形固定資産の売却による収入		20,351	203,741
無形固定資産の売却による収入		—	7,920
有形固定資産の取得による支出		△2,778,665	△2,458,802
無形固定資産の取得による支出		△17,136	△19,241
その他投資の返還による収入		—	23,211
その他投資の取得による支出		—	△3,379
その他		22,754	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,752,695	△2,246,550
III 財務活動による キャッシュ・フロー			
短期借入金の純減少額		△100,000	△1,400,000
長期借入れによる収入		1,000,000	—
長期借入金の返済による支出		△3,988,129	△2,566,431
社債の発行による収入		1,500,000	—
社債の償還による支出		—	△375,000
配当金の支払額		△127,951	△144,648
その他		△22,650	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,738,730	△4,486,079
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増減額 (減少:△)		△86,311	1,302,227
VI 現金及び現金同等物の期首残高		583,080	496,768
VII 現金及び現金同等物の期末残高		496,768	1,798,996

④【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成15年6月25日)		当事業年度 (株主総会承認日 平成16年6月22日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
I 当期末処分利益			1,886,763		4,307,885
II 利益処分類					
1. 配当金		76,899 (普通配当1株 につき1,125円)		136,710 (普通配当1株 につき2,000円)	
2. 役員賞与金 (うち監査役分)		8,560 (1,260)		9,400 (1,400)	
3. 別途積立金		1,640,000	1,725,459	3,800,000	3,946,110
III 次期繰越利益			161,303		361,775

(注) 1. 平成14年12月6日に59,810千円(1株につき875円)の中間配当を実施いたしました。

2. 平成15年12月5日に68,355千円(1株につき1,000円)の中間配当を実施いたしました。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>機械設備 6～15年 空中線設備 10～21年 建物 3～31年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>貯蔵品 移動平均法による原価法</p>	<p>貯蔵品 同左</p>
4. 繰延資産の処理方法	<p>社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>—————</p>
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <hr style="width: 10%; margin: 10px auto;"/> <p>(3) ポイントサービス引当金</p> <p>将来のポイントサービス（「ポイントα」）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。</p> <p>当社は、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務の消滅を認識いたしました。</p> <p>これにより、当事業年度において厚生年金基金代行部分返上益54,296千円を「特別利益」として計上しております。</p> <p>なお、当事業年度末における返還相当額は、80,890千円であります。</p> <p>(3) ポイントサービス引当金 同左</p>

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、将来のポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、業界慣行が成熟したこと及びグループ会計処理を統一することから、利用実績率に基づき翌事業年度以降利用されると見込まれるポイントに対する所要額を見積り計上しております。これにより、電気通信事業営業費用が183,095千円増加し、電気通信事業営業利益、営業利益、経常利益が183,095千円減少し、特別損失が373,667千円増加したため、税引前当期純利益が556,762千円減少しております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。</p>	<p>同左</p> <p>(4) 賞与引当金 同左</p>
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準によっております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則により作成しております。</p> <p>(3) 1株当たり情報 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針によっております。なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>従来代理店に対する「売掛金」、「未収入金」及び「未払金」は両建てで表示しておりましたが、当事業年度より相殺して表示しております。当事業年度の相殺額は「売掛金」が833,509千円、「未収入金」が319,312千円、「未払金」が1,152,822千円であります。</p> <p>なお、この相殺に伴い、当事業年度のキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローにおける「売上債権の増加額」及び「その他」の減少額がそれぞれ833,509千円減少しております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)																				
<p>※1. 授権株式数及び発行済株式数</p> <table> <tr> <td>授権株式数</td> <td>普通株式</td> <td>250,000株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式数</td> <td>普通株式</td> <td>68,355株</td> </tr> </table> <p>※2. 関係会社に対する負債</p> <table> <tr> <td>買掛金</td> <td>1,050,725千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>818,856千円</td> </tr> </table> <p>※3. 配当制限</p> <p>商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は74千円であります。</p> <p>4. 電気通信事業会計規則の適用について</p> <p>電気通信事業会計規則附則第2条第2項の規定により、当事業年度の財務諸表等については、改正後の電気通信事業会計規則に基づき作成しております。</p>	授権株式数	普通株式	250,000株	発行済株式数	普通株式	68,355株	買掛金	1,050,725千円	未払金	818,856千円	<p>※1. 授権株式数及び発行済株式数</p> <table> <tr> <td>授権株式数</td> <td>普通株式</td> <td>250,000株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式数</td> <td>普通株式</td> <td>68,355株</td> </tr> </table> <p>※2. 関係会社に対する負債</p> <table> <tr> <td>買掛金</td> <td>761,651千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>1,018,639千円</td> </tr> </table> <p>※3. 配当制限</p> <p>商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は4,570千円であります。</p>	授権株式数	普通株式	250,000株	発行済株式数	普通株式	68,355株	買掛金	761,651千円	未払金	1,018,639千円
授権株式数	普通株式	250,000株																			
発行済株式数	普通株式	68,355株																			
買掛金	1,050,725千円																				
未払金	818,856千円																				
授権株式数	普通株式	250,000株																			
発行済株式数	普通株式	68,355株																			
買掛金	761,651千円																				
未払金	1,018,639千円																				

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>※1. 関係会社からの移動機仕入高 (販売原価相当額) 9,012,988千円</p>	<p>※1. 関係会社からの移動機仕入高 (販売原価相当額) 8,923,708千円</p>

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)												
<p>現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成15年3月31日現在) (千円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>496,768</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>496,768</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	496,768	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	—	現金及び現金同等物	<u>496,768</u>	<p>現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年3月31日現在) (千円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,798,996</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>1,798,996</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,798,996	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	—	現金及び現金同等物	<u>1,798,996</u>
現金及び預金勘定	496,768												
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	—												
現金及び現金同等物	<u>496,768</u>												
現金及び預金勘定	1,798,996												
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	—												
現金及び現金同等物	<u>1,798,996</u>												

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)				当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	工具、器具及び備品 (千円)	車両 (千円)	合計 (千円)		工具、器具及び備品 (千円)	車両 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	418,066	26,040	444,106	取得価額相当額	192,998	23,506	216,505
減価償却累計額相当額	285,597	19,533	305,131	減価償却累計額相当額	118,428	10,408	128,836
期末残高相当額	132,468	6,506	138,974	期末残高相当額	74,570	13,098	87,668
なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。				同左			
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			64,552千円	1年内			49,332千円
1年超			74,422千円	1年超			38,336千円
合計			138,974千円	合計			87,668千円
なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				同左			
3. 支払リース料及び減価償却費相当額				3. 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料			98,831千円	支払リース料			67,131千円
減価償却費相当額			98,831千円	減価償却費相当額			67,131千円
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			

(有価証券関係)

前事業年度（平成15年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	48,907	49,056	148
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	48,907	49,056	148
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	50,000	49,975	△25
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	50,000	49,975	△25
合計		98,907	99,031	123

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（平成16年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	50,000	58,500	8,500
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	50,000	58,500	8,500
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	48,907	48,000	△907
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	48,907	48,000	△907
合計		98,907	106,500	7,592

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、厚生年金基金制度を設けております。なお、厚生年金基金の代行部分について、平成15年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	△544,817	△409,364
(2) 年金資産 (千円)	186,196	195,112
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	△358,621	△214,251
(4) 未認識過去勤務債務 (千円)	△35,377	-
(5) 未認識数理計算上の差異 (千円)	259,435	121,829
(6) 退職給付引当金 (3)+(4)+(5) (千円)	△134,564	△92,422

(注) 当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

当社は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務の消滅を認識いたしました。

これにより、当事業年度において厚生年金基金代行部分返上益54,296千円を「特別利益」として計上しております。

なお、当事業年度末における返還相当額は、80,890千円であります。

3. 退職給付費用の内訳

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
(1) 勤務費用 (千円)	58,889	44,414
(2) 利息費用 (千円)	10,187	7,362
(3) 期待運用収益 (千円)	△4,932	△2,251
(4) 過去勤務債務の費用処理額 (千円)	△2,757	—
(5) 数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	17,440	13,622
(6) 退職給付費用 (千円)	78,827	63,147
(7) 厚生年金基金の代行部分返上に伴う損益 (千円)	—	△54,296
計	78,827	8,851

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
(1) 割引率 (%)	2.0	2.0
(2) 期待運用収益率 (%)	2.5	2.0
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の処理年数	14年 (過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	14年 (各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理しております。)	同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
固定資産除却費否認	598,750	19,274
減価償却費超過額	65,159	91,097
未払事業税否認	60,334	130,706
未確定債務否認	71,133	45,049
退職給付費用否認	53,556	36,783
貸倒引当金繰入超過額	—	40,184
ポイントサービス引当金否認	221,591	273,904
賞与引当金繰入超過額	23,499	—
賞与引当金否認	—	28,417
貯蔵品評価損否認	50,474	20,247
その他	3,445	1,719
繰延税金資産計	<u>1,147,945</u>	<u>687,384</u>
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		<u>△3,021</u>
繰延税金負債計		<u>△3,021</u>
繰延税金資産の純額		<u>684,362</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率	41.1	41.1
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.3	—
税額控除に伴う調整額	△18.9	△4.9
その他	0.1	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>23.9</u>	<u>36.1</u>

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正及び法人税等調整額の修正

前事業年度 (平成15年3月31日)

「地方税法等の一部を改正する法律」が平成16年4月1日以後開始する事業年度より施行されることにより、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、前事業年度41.1%から、当事業年度流動区分41.1%、同固定区分39.8%に変更しております。これにより、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が30,724千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が30,723千円、その他有価証券評価差額金が1千円、それぞれ増加しております。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	KDD I 株 式会社	東京都 新宿区	141,851	電気通 信事業	(被所有) 直接 51.51% 間接 —	兼任 5名	携帯電 話端末 の仕 入、通 信設 備の 購入 及び 保 守の 委 託等	管路及び電力 設備等の賃借 料等	16,613	未収入 金	2,386
								携帯電話端末 等の販売	779,952	売掛金	175,341
								携帯電話端末 及び関連商品 の購入	9,345,843	買掛金	1,050,725
								a u 通信シス テム等の購入	1,114,526	未払金	110,307
								業務受託及び アクセス チャージ	1,105,161	未収入 金等	260,939
								システム開発 分担金	911,266	未払金	392,580
								回収代行手 数料	870,647	同上	76,087
								支援・指導料	628,927	同上	54,711
								業務委託回 線料	387,817	同上	31,808
								システム保 守料	347,567	同上	71,595
その他	528,336	未払金 等	71,173								

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税額等を含んでおります。

2. 当社、代表取締役会長小野寺正は、上記親会社の代表取締役社長を兼務しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 携帯電話端末等の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
2. 支援・指導料については、契約に基づき支払っております。
3. 通信設備の保守の委託については、保守・利用契約に記載の条件により支払っております。

(2) 兄弟会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	(被所有)直接 51.51% 間接 —	兼任 4名	携帯電話端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等	通信システムの売却	194,241	—	—
								携帯電話端末の販売	191,286	売掛金	67,007
								その他	13,458	未収入金	1,022
								携帯電話端末及び関連商品の購入	9,827,221	買掛金	761,651
								通信システム等の購入	1,958,220	未払金	150,736
								業務受託及びアクセスチャージ	1,336,265	未収入金等	33,209
								システム使用料・保守料	1,142,091	未払金	629,617
								支援・指導料	469,204	同上	44,624
								システム開発分担金	410,554	—	—
								業務委託回線料	370,569	未払金	30,717
その他	239,409	同上	151,502								

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税額等を含んでおります。

2. 当社、代表取締役会長小野寺正は、上記親会社の代表取締役社長を兼務しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 携帯電話端末等の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
2. 支援・指導料については、契約に基づき支払っております。
3. 通信設備の保守の委託については、保守・利用契約に記載の条件により支払っております。

(2) 兄弟会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額 139,452.50円 1株当たり当期純利益 25,826.49円	1株当たり純資産額 198,918.21円 1株当たり当期純利益 61,524.93円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
当期純利益(千円)	1,773,929	4,214,936
普通株主に帰属しない金額(千円)	8,560	9,400
(うち利益処分による役員賞与金)	(8,560)	(9,400)
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,765,369	4,205,536
期中平均株式数(株)	68,355	68,355

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	期末残高 (千円)	減価償却累計 額又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引期末残高 (千円)
有形固定資産							
電気通信事業有形固定資産							
機械設備 (注) 1	20,950,221	1,807,135	2,033,226	20,724,130	12,309,098	2,416,228	8,415,031
空中線設備 (注) 2	4,764,384	257,241	6,408	5,015,217	2,007,840	239,253	3,007,377
市外線路設備	32,961	947	2,000	31,908	27,735	1,650	4,173
土木設備	70,627	400	2,428	68,599	27,326	1,864	41,273
建物 (注) 3	2,362,270	88,296	29,995	2,420,570	675,052	104,260	1,745,518
構築物	618,842	19,446	—	638,288	319,502	42,451	318,786
機械及び装置	811	—	—	811	764	7	46
工具、器具及び備品	185,257	20,934	4,848	201,343	121,383	18,629	79,960
土地	388,268	3,500	—	391,768	—	—	391,768
建設仮勘定 (注) 4	74,555	2,440,377	2,213,642	301,290	—	—	301,290
合計	29,448,200	4,638,278	4,292,549	29,793,929	15,488,701	2,824,344	14,305,227
附帯事業有形固定資産	218	—	—	218	81	49	136
有形固定資産合計	29,448,418	4,638,278	4,292,549	29,794,147	15,488,783	2,824,393	14,305,364
無形固定資産							
電気通信事業無形固定資産							
施設利用権	248,709	—	—	248,709	110,522	12,443	138,186
ソフトウェア	139,617	19,241	48,761	110,097	66,984	18,695	43,112
借地権	2,000	—	—	2,000	—	—	2,000
電話加入権	15,022	—	7,920	7,102	—	—	7,102
合計	405,349	19,241	56,681	367,909	177,506	31,139	190,402
附帯事業無形固定資産	1,512	—	203	1,309	436	261	873
無形固定資産合計	406,862	19,241	56,884	369,219	177,943	31,401	191,275
投資その他の資産							
投資有価証券	104,061	7,469	—	111,530	—	—	111,530
長期前払費用 (注) 5	682,314	2,717	407,547	277,485	196,490	68,454	80,994
繰延税金資産 (注) 6	940,600	160,887	681,857	419,630	—	—	419,630
敷金・保証金	151,762	3,122	22,011	132,872	—	—	132,872
その他の投資及びその 他の資産	58,995	4,977	1,200	62,772	—	—	62,772
貸倒引当金	△60,522	△4,377	—	△64,899	—	—	△64,899
投資その他の資産合計	1,877,211	174,796	1,112,616	939,391	196,490	68,454	742,901

(注) 1. 機械設備の主な増加は通信所(基地局)の無線設備で、主な減少は第2交換局の廃止に伴う設備の除却によるものであります。

2. 空中線設備の主な増加は、通信所(基地局)の鉄塔であります。

3. 建物の主な増加は、通信所(基地局)の局舎であります。

4. 建設仮勘定の主な増加は、通信設備の増設及び新設によるものであります。

5. 長期前払費用の主な減少は、料金計算システム開発分担金の除却によるもの及び費用の期間配分を終えた通信システム開発分担金等であります。

6. 繰延税金資産の主な増加はポイントサービス引当金の否認によるもので、主な減少は固定資産除却費の認容によるものであります。

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	発行総額 (千円)	期首残高 (千円)	当期増減額 (千円)	期末残高 (千円)	発行価格 (円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成年月日 15.2.25	1,500,000	1,500,000	△375,000	1,125,000 (375,000)	100.00	0.75	無担保	平成年月日 19.2.23
計	—	1,500,000	1,500,000	△375,000	1,125,000 (375,000)	—	—	—	—

(注) () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,400,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,566,431	1,789,584	1.6	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	3,239,882	1,450,298	1.7	平成17年～18年
その他の有利子負債	—	—	—	—
合計	7,206,313	3,239,882	—	—

(注) 1. 平均利率は、期末日現在の利率及び借入金残高の加重平均により算出しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,272,358	177,940	—	—

【引当金明細表】

科目	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額		期末残高 (千円)
			目的使用 (千円)	その他 (千円)	
貸倒引当金 (注) 1	169,619	257,120	169,619	—	257,120
退職給付引当金 (注) 1, 2, 3	134,564	63,147	50,993	54,296	92,422
ポイントサービス引当金 (注) 1	556,762	682,845	551,406	—	688,201
賞与引当金 (注) 1	68,000	71,400	68,000	—	71,400

(注) 1. 引当金の計上理由及び金額の算定方法については、注記事項の重要な会計方針5.引当金の計上基準に記載しております。

2. 退職給付引当金の当期減少額の「その他」は、代行返上による減少額であります。

3. 期末における退職給付引当金の対象人員数は86名であります。

【資本金等明細表】

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金 (千円)		1,414,581	—	—	1,414,581
うち既発行株式	普通株式 (千円)	(68,355株) 1,414,581	(—株) —	(—株) —	(68,355株) 1,414,581
	計 (千円)	(68,355株) 1,414,581	(—株) —	(—株) —	(68,355株) 1,414,581
	資本準備金	株式払込剰余金 (千円)	—	—	—
資本剰余金	計 (千円)	1,614,991	—	—	1,614,991
利益準備金	— (千円)	64,425	—	—	64,425
任意積立金 (注)	別途積立金 (千円)	4,560,000	1,640,000	—	6,200,000
	計 (千円)	4,560,000	1,640,000	—	6,200,000

(注) 当期増加額は、前期決算の利益処分に伴う積立によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

(イ) 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	2,243
預金	
普通預金	1,795,037
別段預金	1,716
小計	1,796,753
合計	1,798,996

(ロ) 売掛金

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
3,595,049	44,945,446	44,530,145	4,010,350	91.70	30.7

(注) 1. 上記金額には消費税等が含まれております。

2. 売掛金については、その大部分が電気通信事業に係わるものであり、電気通信事業法4条「秘密の保護」との関係において、相手先別の内容は記載しておりません。

(ハ) 貯蔵品

品名	金額 (千円)
携帯電話端末機器及び付属品	1,149,664
合計	1,149,664

② 負債の部
 (イ) 買掛金

仕入先	金額 (千円)
KDDI ㈱	761,651
合計	761,651

(ロ) 未払金

項目	金額 (千円)
統合システム使用料	504,556
外部作業委託料	247,701
設備及び工事代金	247,382
広告宣伝費	183,252
その他	704,040
合計	1,886,933

(ハ) 未払法人税等

項目	金額 (千円)
法人税	841,298
住民税	153,591
事業税	328,408
合計	1,323,298

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
株主名簿閉鎖の期間	—
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、10株券及び1株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番3号 U F J 信託銀行株式会社 証券代行部
代理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番3号 U F J 信託銀行株式会社
取次所	U F J 信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
代理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社は、端株制度の適用を受ける会社ではありますが、現在端株は生じておりません。

2. 端株の買取り

取扱場所 東京都千代田区丸の内1丁目4番3号 U F J 信託銀行株式会社 証券代行部
 代理人 東京都千代田区丸の内1丁目4番3号 U F J 信託銀行株式会社
 取次所 U F J 信託銀行株式会社 全国各支店
 買取手数料 無料

第7【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第12期）（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）平成15年6月26日沖縄総合事務局長に提出。
- (2) 半期報告書
第13期中（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）平成15年12月19日沖縄総合事務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

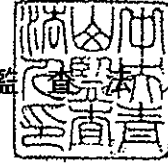
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書


平成15年6月25日

沖縄セルラー電話株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員 公認会計士
関与社員

水野訓康 

関与社員 公認会計士

高津靖史 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成16年6月22日

沖縄セルラー電話株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 水野 訓 康
関与社員

関与社員 公認会計士 高津 靖 史

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の平成16年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上